

令和7年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和7年1月15日 開会

令和7年1月15日 閉会

令和7年1月15日午後1時00分富士宮市農業委員会会長齊藤 学は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19 名

出席委員 16 名

農業委員出席委員

1 番 脇 坂 英 治 2 番 近 藤 千 鶴 3 番 赤 池 勝
4 番 齊 藤 学 5 番 佐 野 守 7 番 佐 野 強
8 番 伊 藤 照 男 9 番 近 藤 雅 隆 10 番 村 松 義 正
11 番 富 永 政 則 13 番 遠 藤 光 浩 14 番 旭 一 昭
15 番 荻 真 教 16 番 後 藤 文 隆 18 番 内 堀 忠 雄
19 番 杉 山 弘 子

欠席委員

6 番 佐 野 均 12 番 宮 島 孝 子 17 番 佐 野 む つ み

農地利用最適化推進委員出席委員

1 番 土 井 治 2 番 塩 川 金 彦 5 番 竹 川 篤 志
6 番 村 松 慎 一 7 番 土 井 一 彦 8 番 加 藤 文 男
9 番 藤 浪 庸 一 10 番 有 賀 文 彦 11 番 鈴 木 四 郎
12 番 篠 原 兼 義

欠席委員

3 番 渡 井 清 孝 4 番 渡 邊 勝 彦 13 番 牧 澤 邦 彦

事務局職員

(併) 事務局長	野 毛 裕 紀 子	次長兼振興係長	保 坂 伸 次
主 任 主 査	押 尾 貞 治	主 査	池 田 幸 司

議長 会長 齊藤 学 (以下同じ)

本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。今年もよろしく申し上げます。

それでは、会議に入る前に、6番 佐野均委員、12番 宮島孝子委員、17番 佐野むつみ委員から、本日の会議に欠席する旨の申出がありましたので、御報告いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました、富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、農地法の規定による申請について、取消願の処理状況を事務局に報告させ

ます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。本日配布いたしました、令和6年12月10日から令和7年1月14日までの農地法の規定による申請について、取消願の処理状況を御覧ください。

第1項について、所在地等は議案のとおりです。令和5年2月9日、農地法第5条許可申請許可番号第7号で許可しておりましたが、都合により令和6年12月18日に取消願が提出されました。報告は以上です。

議長

処理状況であります。質疑があれば質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。御質疑なしと認めます。

それでは、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。会期は本日1日と決定したいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたします。

次に、「会議録署名人の指名について」を議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名人は、1番 脇坂英治委員、2番 近藤千鶴委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって会議録署名人に、1番 脇坂英治委員、2番 近藤千鶴委員を指名いたします。

本日の議事日程は、目次のとおり、報第1号から協第1号です。

初めに、報第1号から報第5号まで、一括して事務局から報告させます。

事務局。

事務局 池田主査

事務局です。令和6年11月21日から令和6年12月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1ページから2ページを御覧ください。朗読します。

報第1号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が4件提出されました。

続きまして、議案の3ページを御覧ください。朗読します。

報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が1件提出されました。

続きまして、議案の4ページから5ページを御覧ください。朗読します。

報第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、4件の届出が受理されました。

続きまして、議案の6ページから7ページを御覧ください。朗読します。

報第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする、農地法第4条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、7件の届出を受理しました。

続きまして、議案の8ページから13ページを御覧ください。朗読します。

報第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第6号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、20件の届出を受理しました。

説明は、以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。よって報第1号から報第5号までは、報告済みといたします。

議第1号「農地法第3条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

本議案のうち、2項および3項については、農業委員が関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事に参与できませんので、先に審議することとし、事務局から議案の朗読後、該当農業委員には退席を求めます。それでは事務局から議案の朗読をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。議案の14ページを御覧ください。

議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転、またはその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

議長

ここで、11番 富永政則委員の退席を求めます。

(11番 富永政則委員 退室)

議長

それでは、2項及び3項について、事務局から議案を説明させます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

それでは、議案第2項及び別冊航空写真は、2ページを御覧ください。

申請地は北山で、北山本門寺の南に位置する農地です。

受人は北山にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。贈与契約となります。

受人は申請地の南側を耕作しており、当該申請地を取得すると農地の形がよくなり、耕作しやすいため、申請を行うものです。受人はサツマイモや落花生などを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は、第3項で贈与により減少する部分もあるため、6,385.1平方メートルとなり、稼働人員は1名です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真は2ページを御覧ください。

申請地北山で、北山本門寺の南に位置する農地です。受人は山本にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。贈与契約となります。

受人は申請地の東側農地を所有しており、当該申請地を取得すると農地の形がよくなり、耕作しやすいため、申請を行うものです。受人はサツマイモやジャガイモなどを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は第2項で贈与により減少する部分もあるため、872平方メートルとなり、稼働人員は1名です。

説明は、以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第1号のうち、2項及び3項について、原案のと

おり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって議第1号のうち、2項及び3項について、原案のとおり処理することに決定いたしました。

11番 富永政則委員の入場を求めます。

(11番 富永政則委員 入場)

議長

引き続き、議第1号について、事務局から議案の説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

それでは、第1項及び別冊航空写真は、1ページを御覧ください。

申請地は青木で、富丘保育園の西に位置する農地です。受人は青木にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。贈与契約になります。

申請地の東西両側を受人が耕作しており、分断を解消するため、取得したく申請に及んだものです。受人は申請地で水稻を栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は、7,893平方メートルで、稼働人員は3名です。

続きまして、第4項及び別冊航空写真は、3ページを御覧ください。

申請地は下条で、妙蓮寺の北西に位置する農地です。受人は現在、京都市にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。贈与契約になります。

受人は新規就農となり、現在遠方に居住しておりますが、直近で申請地南側にある住宅へ転居予定であり、また、叔父にあたる方が市内に居住しており、耕作していることから技術指導を受け、機械を借り受け、営農する計画となっております。申請地ではジャガイモ、ネギ、ニンジン栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は522平方メートル、稼働人員は1名です。

第5項及び別冊航空写真は、4ページを御覧ください。

申請地は上井出で、富士宮養鶏団地組合の南に位置する農地です。受人は人穴にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は現在人穴で営農しており、当該申請地を経営規模拡大を目的として申請を行うものです。受人は申請地で牧草を栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は12万2,802平方メートルで、稼働人員は4名です。

続きまして、第6項及び別冊航空写真5ページを御覧ください。

申請地は人穴で、人穴小学校の南西に位置する農地です。受人は精進川にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は新規就農となりますが、父が経営している会社、農場で役員として8年の経験があり、このたび経験を生かして、養豚の施設が併設している土地を探していたところであり、既存の豚舎と合わせて、当該農地を取得したいため、申請を行うものです。

申請地は現在、荒れている状態ですが、購入後、土地を整地し、作付を行っていく予定です。受人はトウモロコシを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は、3万2,347平方メートルで、稼働人員は2名です。

第7項及び別冊航空写真は6ページを御覧ください。

申請地は猪之頭で、井之頭保育園の西に位置する農地です。受人は外神にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は現在、山宮、猪之頭で営農しており、当該申請地を経営規模拡大を目的として申請を行うものです。受人は申請地ではサツマイモなどを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は3,896.68平方メートルで、稼働人員は2名です。

第8項及び別冊航空写真は7ページを御覧ください。

申請地は猪之頭で、もちやの南に位置する農地です。受人は人穴にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は新規就農となりますが、現在申請地から近い自宅敷地内で耕作を行っており、3年間自宅消費の野菜、雑穀を栽培している実績があり、また各種農業研修を受講している実績があります。自宅近隣で農業をやりたいため農地を探していたところ、申請地を見つけ申請し、営農する計画となっております。

申請地では雑穀、カリフラワー、サツマイモなどを栽培する計画です。自然農法を予定しますが申請地の北側は道路、そのほかは山林に囲まれており、周辺への影響は少ないと考えられます。現在申請地は荒れており、草や雑木が生えておりますが、購入後、草刈り機、チェーンソーなどで刈払い、土壌整備をする予定です。受人の許可後耕作面積は6,851平方メートル、稼働人員は6名です。

第9項及び別冊航空写真は8ページを御覧ください。

申請地は猪之頭で、井之頭小学校の南に位置する農地です。受人は猪之頭にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。贈与契約になります。

受人は現在猪之頭で営農しており、近隣にある当該申請地を、贈与で取得する申請を行うものです。受人は申請地で水稻を栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は、3,312平方メートルで、稼働人員は1名です。

第10項及び別冊航空写真は9ページを御覧ください。

申請地は、内房で寛妙寺の南に位置する農地です。受人は富士市にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は現在、内房で、令和6年に農地を取得し、耕作している実績があります。このたび当該申請地を経営規模拡大を目的として申請を行うものです。受人は申請地ではサツマイモ、クリ、ウメを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は1,892平方メートルで、稼働人は6名です。

第11項及び別冊航空写真は10ページを御覧ください。

申請地は内房で寛妙寺の南に位置する農地です。受人は富士市にある法人で、渡人は議案書のとおりです。解除条件付きの使用貸借契約になります。

この解除条件とは、使用貸借する農地を適正に利用していないと認められるときは、契約を解除する特約が盛り込まれている契約となります。一般法人等が農地を使用貸借又は賃貸借を設定する場合の要件として、この解除条件の書面による契約が要件となります。

また法人の使用人の1人以上が、法人が行う耕作事業に常時従事することの要件については、法人代表者からの証明書の提出がなされております。受人は新規就農となりますが、富士市で市民農園を法人として数年間借りている及び耕作している実績があり、当該農地を借りて、営農したいため申請を行うものです。

受人はサツマイモ、ナス、キュウリなどを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は、568平方メートルで、稼働人員は5名です。

説明は、以上です。

議長

ただいまの上程議案のうち、4項、6項、8項及び11項について、担当委員の調査報告をお願いいたします。

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。では、4項は会長の担当地区案件となります。事前に事務局で調査結果を預かっておりますので、代読いたします。

4項の案件について、1月9日の木曜日、午前9時半頃、私、土井農地利用最適化推進委員、事務局1名、申請代理人の計4名で、立会いにより現地調査を行いました。

現地は雑草や雑木が繁茂しておりましたが、既に草刈りを行っており、今後農地として利用していくとのことです。受人が申請地の隣に住む予定であり、通作や管理のしやすい状況です。叔父が申請地の近隣で営農しているため、指導を受けながら今後耕作をされる予定とのことです。

事務局の説明どおりで、特に問題ありません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

1番。

1番 脇坂英治委員

ただいま審議中の6項についての現地調査を報告します。1月8日水曜日の9時半より、申請地

において、申請者本人、申請代理人、事務局1名、宮島委員、近藤雅隆委員、自分の6名で調査を行いました。

事務局の説明どおり、現在は何年か耕作放棄地となっているため、荒れているので説明あったとおり、重機等を入れて耕地化をしたいということで、なるべく耕地化して、作付をしたいということでした。

申請どおり間違いのないと思いますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

8番。

8番 伊藤照男委員

8項の調査について、報告いたします。1月9日、受人立会いの下、佐野むつみ農業委員、私、農業委員会事務局とで、現地調査を行いました。

調査地の地目は畑で、牧草地として利用していたと思いますが、長年作物は作らず、耕作放棄地となり、雑草の原野、一部は雑木となっています。受人は現在、15アールほどの農作物として、サツマイモ、カリフラワー、雑穀などを栽培し、この申請地も同じ作物を栽培し、規模を拡大する計画です。既に販売先も持っています。夫も営農に携わり、子供たちの応援もありますので、農作業への労力は十分賄えると思います。

申請書のとおりでありますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

2番。

2番 近藤千鶴委員

ただいま審議中の第11項について御報告いたします。1月7日、受人である法人の職員、鈴木四郎推進委員と私、事務局2名で現地調査をしました。

申請地は以前お茶畑でした。そこを抜根して耕作するつもりでいましたが、渡人が体調を崩したため耕作できずにいました。受人は昨年も橋上地区に農地を買い、今もきれいに耕作しており、また町内会に入り、地域住民とのコミュニケーションもできており、農業機械も充実し、就労者もB型就労支援の利用者であります。今後の担い手不足と遊休農地の拡大が危惧される中、その解消策として、今回のような農福連携に大きく期待するところであります。申請地も主にサツマイモとかナスなどを予定しており、とてもきれいに整地できており、申し分ないと判断しました。

申請のとおり没有问题ありませんので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第1号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって議第1号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第2号「農地法第5条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

事務局です。議案の17ページを御覧ください。朗読します。

議第2号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真11ページを御覧ください。

申請地、申請人は議案書のとおりになります。

申請人が使用貸借により権利設定し、駐車場に転用しようとするものです。申請人は寺社となりますが、これまで駐車場の台数が限られ、葬儀等の際の利用に不便が多く困窮していることから転用しようとするものです。

申請地はこれまで農用地区域内農用地、いわゆる青地となっていましたが、令和6年12月12日に、農用地区域から除外されており、小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。代替地について検討を行っておりますがありませんでした。

周囲は、北と西を道路、東を宅地、南を雑種地、農地に接しており、万が一被害が発生した場合は、自己責任にて対応します。

また排水について被害防除措置を行うことの誓約書が提出されております。資金については自己資金により確保されており、許可後すぐに着工する計画となります。

第2項及び別冊航空写真12ページを御覧ください。

申請地、申請人は、議案書のとおりです。

申請人が賃貸借により権利設定し、駐車場に転用しようとするものです。申請人は自営業を営んでおりますが、来客用と従業員用の駐車場がなく、自身の自宅兼工場の駐車場に駐車しており、不便があることから転用しようとするものです。

申請地は、生産性の低い第2種農地に該当し、代替地について検討を行っておりますありませんでした。

北を宅地、東を道路、南と西を雑種地に囲まれており、雨水は自然浸透で排出し、隣地との間にフェンスを設置する計画で、農地への影響は軽微であると考えられます。万が一被害が発生した場合は自己責任にて対応します。

資金については自己資金により確保されており、許可後すぐに着工する計画となります。

第3項及び別冊航空写真13ページを御覧ください。

申請地、申請人は議案書のとおりです。

申請人が使用貸借により権利設定し、分家住宅に転用しようとするものです。申請人は現在、貸し住宅に居住しておりますが、手狭のため、自己用住宅の建設を検討していたところ、本家から土地を借りられることとなったため、申請地を宅地として転用しようとするものです。

申請地については、生産性の低い第2種農地に該当し、代替地について検討を行っておりますがありませんでした。申請以前に当該地は砂利が敷き詰められた資材置場として違反転用されており、申請地について指導し復元を行っております。

周囲は西を河川、南を道路、北及び東を農地に接しており、排水について浄化槽を設ける等の被害防除措置を行うことから、周辺農地への影響は軽微と考えられます。万が一被害が発生した場合は自己責任にて対応します。資金は借入れを予定しており、資金の確保もされております。許可後すぐに着工する計画となります。

第4項及び別冊航空写真14ページを御覧ください。

申請地、申請人は議案書のとおりです。

申請人は売買により権利取得し、駐車場に転用しようとするものです。申請人は自動車運送業を営んでおりますが、事業用トラックの駐車場が不足しており、役員のお宅や親族宅に依頼し駐車していたところ、業務実行にも支障があることから、申請地を転用しようとするものです。なお、申請人の事務所については、都市計画法の違反があり、都市計画課にて、現在指導を行っており、申請人にて対応を行っております。本申請地については、当該事務所の移転等があったとしても事業上必要であり、必要性及び転用の実行性があると考えられます。

申請地は生産性の低い第2種農地に該当し、代替地について検討を行っておりますがありませんでした。

北と東を宅地、南と西を道路に接しており、雨水は自然浸透で排出し、隣地との間には見切りを設置する計画で、農地への影響は軽微であると考えられます。万が一被害が発生した場合は自己責任にて対応します。資金については自己資金により確保されており、許可後すぐに着工する計画となります。

説明は、以上です。

議長

ただいまの上程議案のうち、1項について、担当委員の調査報告をお願いします。

15番。

15番 荻真教委員

ただいま審議中の第1項の案件について、現地調査を行いましたので報告いたします。

1月9日、午前11時30分頃、代理人行政書士、渡井最適化推進委員、事務局、私の4名で、申請地で話を聞きました。

申請地は農用地区域内でいわゆる青地ではありますが、今年度除外申請が出ており、12月12日に県から許可が下りたため、このたび申請の使用貸借の申請となりました。申請地は譲受人が自身の宗教法人の駐車場として使用するということでした。

その他、事務局の説明のとおり、申請に問題はないと思いますので、御審議のほどよろしく願います。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第2号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって議第2号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第3号「非農地証明申請の審議について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。議案の19ページ、差替となっておりますので、別紙差替を御覧ください。朗読します。

議第3号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて、証明申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第1項及び別冊航空写真は15ページを御覧ください。

申請地は北山で、北山中学校の西に位置する農地です。線引き前から申請地上に住宅が建築されており、10年以上前から長期間、宅地化していることが確認でき、農地への復元も困難であるため、非農地として扱って差し支えないと判断しました。住宅敷地として使用されており、都市計画

法上の許可も線引き宅地として問題ありません。

続きまして、第2項を御覧ください。別冊航空写真は、同じく15ページとなります。

申請地は北山で、北山中学校の西に位置する農地です。第1項申請地の南側に位置し、住宅へ行くための進入道路として、線引き前から使われていることから、10年以上前からの長期間、非農地化していることが確認でき、また、舗装がされており、農地への復元も困難であるため、非農地として扱って差し支えないと判断しました。道路敷地として使用されており、他法令も問題はありません。

説明は、以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

18番。

18番 内堀忠雄委員

ただいま審議中の第1項及び第2項について、担当案件ですので御報告いたします。まず第1項の調査結果について報告します。1月7日、現地において、申請代理人の行政書士から富永委員、事務局2名により話を聞きました。

申請地は個人の通路として使用していましたが、利用しなくなった昭和46年以前に、第2項の申請人が住宅を建設し、現在に至っています。都市計画法施行前の建物であり、他法令に抵触しておらず、農地の復元が容易ではないと認められます。

申請書のとおり、問題ないものと思われしますので、御審議のほどお願いいたします。

続きまして、第2項の調査結果について報告します。

1月7日、申請人夫婦、申請代理人の行政書士、富永委員、事務局2名により、現地で話を聞きました。

申請地は都市計画法施行前の昭和46年以前に、申請人が住宅を建設する際、進入路として接道を確認するために、宅地と一体的に利用してきたものです。住宅への進入路として、日常生活に必要な不可欠な利用であり、農地への復元が容易ではないと判断します。

申請書のとおり問題ないものと思われしますので、御審議のほどお願いいたします。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第3号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって議第3号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第4号「農用地の所有権移転あっせん申出に係る買入れ協議について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。議案の20ページを御覧ください。朗読します。

議第4号 農用地の所有権移転あっせん申出に係る買入れ協議について

旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により、農用地の所有者から所有権移転あっせん申出書の提出があったので、当該農用地について、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構による買入協議を行う旨の通知をするよう富士宮市長に要請する。

まず、本制度の概要を説明いたします。農業経営基盤強化促進法より、農業委員会は農用地の所有者から利用権の設定等についてのあっせんを受けたい旨の申出があった場合には、認定農業者などへの利用集積が図られるよう、農用地の利用関係の調整を行うこととされているとともに、所有者から農業委員会に売渡しの申出があった農用地について、農地中間管理機構による買入協議制度が、農業経営基盤強化促進法上設けられているものです。

これに基づきあっせん申出を受けた農用地について、市長へ買入協議の要請を行うものですが、この要請につきましては、農業委員会総会の議決を経るものとなっております。

第1項及び航空写真17ページを御覧ください。

申請地は根原で、朝霧野外活動センターの北、メイプルファームの東に位置する農地です。令和6年11月にあっせん申出の審議があった、航空写真の点線で囲われた部分の西側隣地になります。

申請地の所有者から、今回の隣地2筆についても、一体の形状であるため、買入あっせんの申出がありました。

本案件は、農地中間管理機構を介して、利用権による所有権移転をするためのあっせん申出に対し、買入の協議を行うことの通知を市長に要請するものです。

これが決定されると、農業委員会から市に対し、買入協議の要請を行います。その後、市として買手を探し、所有権移転の手続をしていくという流れとなっております。買入協議がまとまった際には、今後の農業委員会総会において利用権の中の所有権移転として議案が上程されますので、改めて御審議をお願いいたします。

説明は、以上です。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

[挙手なし]

2番 近藤千鶴委員

今の説明だとよく分からないんですけど。もう一度分かりやすくちょっと御説明していただけますか。

議長

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。非常に簡潔に申しますと、農用地の所有者の方から、誰かに売りたい、貸したいといったあっせん申出を、今回受け付けているものとなります。こちらを市の利用権の担当部署に買手を探すように要請を行うということの議決を、今回農業委員会総会で決定させていただくというものになります。

2番 近藤千鶴委員

なぜ、市に言うのですか。

事務局 押尾主任主査

今回利用権の関係による所有権のあっせん申出というところになりますので、富士宮市の利用権の担当部署に、今回の決定を通知をするような流れになりまして、農業委員会での決定をもって通知をいたしますと、市長でその要請を受けまして、今回あっせん申出を受けた農地の買手を探すということの流れになるということでございます。

こちらの議決についてあっせんするかどうかにつきまして、農業委員会での議決を経ることとなっておりますので、今回この農地をあっせん申出の対象としてよろしいかどうかというところを、議案として上げさせていただいたところになります。

2番 近藤千鶴委員

判断材料というのが分からない。

事務局 野毛事務局長

付けたしさせていただきます。農地を売りたい場合に3条とか、利用権で相対で売買することもありますけれども、今回この農用地を誰か買っていただきたいということで、このあっせんに出しますと、農地中間管理機構に出すのに、まず農業委員会のこの総会を経て出すんですが、それが買手の方が認定農業者等に、例えば買っていただく場合に、この方って所有権移転するときに税金の控除、まずこの中間管理機構を使うと税金の控除があるということと、あと所有権移転するのに嘱託登記を市でやりますので、そういった司法書士を通さないでできるということと、お金もそれほどかからないってということと、あと税金の控除がまず中間管理を通すと、1,500万控除とあってありますので、そういうところで皆さんで優良な農地を優良な農業者に買っていただきたいという制度になります。簡単に言いますとそういう形で。

以上です。

議長

そのためには、委員会で許可しないと。

そういうような特典が得られませんよ。それでいいね。

事務局 野毛事務局長

そういうことになります。

2番 近藤千鶴委員

特典が、ああ。

議長

いいですか。

2番 近藤千鶴委員

いいのですけれども、分かりました。

これに対しての農業委員の役割というじゃないんですけど、これを許可することによって、メリットというじゃないんですけど、何があるのですか。ごめんなさい、なんかちょっと私も今日はよく分からないんですけど。

事務局 野毛事務局長

農業委員のメリット。

2番 近藤千鶴委員

メリットというか役割というか。

事務局 野毛事務局長

役割は農業者が農地耕作できないということで、自分のいい農地をほかの方に売りたいということで、農業委員会を通してやるってことが、相対ではなくて、農業委員会にこういうことがありますよと。農業委員会を通さないと、この法律使ってできないっていうか、法律上の問題。

2番 近藤千鶴委員

法律上の問題ですか。

事務局 野毛事務局長

はい。

2番 近藤千鶴委員

後で許可したから、どうのっていう問題にはならないわけですね。法律上の問題ですよ。

事務局 野毛事務局長

そうですね。ここを通さないと、中間管理機構に渡すことができないので。

2番 近藤千鶴委員

変な物が建ったりすると、農業委員の許可したものが、また、後々響いちゃうといけないなと思

ったもので、ちょっと聞きました

事務局 野毛事務局長

そういうことは、ないです。

2番 近藤千鶴委員

分かりました、すいません。今までもこれはあったのですか。

事務局 野毛事務局長

あります。最終的に、その後の議第5号とか、協第1号の利用集積のほうで、今度売買がうまくいくと、中間管理機構からどなたが買ったとか、そういう情報が最終的に出てきます。

2番 近藤千鶴委員

分かりました、すいません。

議長

いいですね。それでは、農業委員による採決を行います。議第4号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって議第4号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第5号「富士宮市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

議案の21ページを御覧ください。

議第5号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

令和6年12月20日付の富農第1001号で決定を求められた、富士宮市農用地利用集積計画につき、別紙のとおり決定するものとする。

説明前に議案の訂正がございます。ページを1枚めくっていただき、農地利用集積計画、1ページ目、上から2段目となりますが、令和6年度第3号は、令和6年度第4号となります。

続きまして、別紙農用地利用集積計画について説明いたします。ページをもう1枚めくっていただきまして、農用地利用集積計画の2ページ目、農用地の流動化状況を御覧ください。

所有権の移転を受ける者の数1人、所有権を移転する者の数3人、所有権が移転する農用地の面積計1万7,371.92平方メートルです。

以上で、概要の説明を終わります。

続きまして、農用地利用集積計画について説明します。所有権移転の案件のみとなります。

第1項及び航空写真17ページを御覧ください。

申請地は山本で、ミニストップ富士岩本店の北に位置する農地になります。買主は議案書のとおりです。

なお、第3項まで同じ買主により、一体利用地となっております。申請地では茶を栽培する計画です。引渡しの時期は令和7年2月7日となっております。

第2項及び航空写真18ページを御覧ください。

申請地は山本で、ミニストップ富士岩本店の北に位置する農地になります。買主は議案書のとおりで、茶を栽培する計画です。引渡しの時期は令和7年2月7日となっております。

第3項及び航空写真19ページを御覧ください。

申請地は山本で、ミニストップ富士岩本店の北に位置する農地になります。買主は議案書のとおりで、茶を栽培する計画です。引渡しの時期は令和7年2月7日となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法改正附則第5条第1項に基づき、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第5号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員賛成]

議長

御異議なしと認めます。よって議第5号は農業経営基盤強化促進法改正附則第5条第1項の規定により処理することに決定しました。

協第1号「農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について」を協議いたします。

事務局から議案の説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。机上に配付しております、農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取についてと題された議案を御覧ください。朗読します。

協第1号 農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について

令和7年1月6日付富農第1046号で農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき意見を求められた富士宮市農用地利用集積等促進計画について、意見を伺う。

議案、農用地利用集積等促進計画に関する意見についてを3枚めくっていただき、富士宮市農用

地利用集積等促進計画第1項を御覧ください。

第1項から順に説明いたします。

受人は、議案書のとおり使用貸借権設定です。水稻を栽培し、設定期間は10年で新規になります。移転後経営面積は3万869.65平方メートルになります。

第2項を御覧ください。

受人は、議案書のとおりで、使用貸借権設定です。水稻を栽培し、設定期間は10年で新規になります。移転後経営面積は4万3,467.71平方メートルになります。

第3項から第4項までは、同一受人による案件ですので、まとめて説明いたします。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は10年で新規になります。移転後経営面積は12万1,932.56平方メートルになります。

第5項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は10年で新規になります。移転後経営面積は5,111平方メートルになります。

第6項から第8項までは同一受人による案件ですので、まとめて説明いたします。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は10年で新規になります。移転後経営面積は2万4,207.76平方メートルになります。

第9項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は10年で新規になります。移転後経営面積は6万2,478平方メートルになります。

第10項から第11項までは、同一受人による案件ですので、まとめて説明いたします。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は10年で新規になります。移転後経営面積は8万2,450.61平方メートルになります。

以上、農地中間管理事業の推進に関わる法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。

以上で、説明を終わります。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。協第1号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員賛成]

議長

御異議なしと認めます。よって協第1号は、原案のとおり処理することに決定しました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は、令和7年2月12日を予定しております。

以上をもちまして、令和7年1月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後1時52分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会

会 長

会議録署名人

1 番

会議録署名人

2 番